



気象庁

神戸地方気象台

Kobe Local Meteorological Office, JMA

報道発表

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和5年6月7日
神戸地方気象台

兵庫県の大雨警報（浸水害）及び 洪水警報・注意報発表基準の変更について

兵庫県の大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。新しい発表基準は令和5年6月8日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害も取り込んで基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）※及び洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※の判定にも反映します。

記

1 基準変更日時

令和5年6月8日（木）13時

2 基準を変更する市町

（1）大雨警報（浸水害）

洲本市、南あわじ市

（2）洪水警報・注意報

兵庫県内全市町（芦屋市を除く）

3 発表基準

6月8日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（兵庫県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo.html>

※浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【参考】（1）兵庫県気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=280000

（2）淡路市は、大雨警報（浸水害）の発表基準の変更はありませんが、浸水キキクルの「危険」（紫）に用いる基準を変更します。

問合せ先：神戸地方気象台 防災気象官 天野

水害対策気象官 山田

電話：078-222-8907